

2023年人事院勧告で気になること

1 人事院勧告とは？

人事院は8月7日、一般職国家公務員の勤務時間及び給与の改定についての勧告・報告、公務員人事管理に関する報告を、内閣総理大臣と両院議長に対して行いました。勧告・報告は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、民間の標準と同レベルの賃金・労働条件を保障しようとする制度です。

2 月例給・ボーナスともに引き上げも、物価高には到底及ばず

2年連続で月例給・ボーナスともに引き上げ勧告となりました。国会で可決承認されれば、

- ① **月例給** 高卒初任 1.2 万円、大卒初任 1.1 万円が最も上げ幅が大きく、再任用職員千円も含めてすべての国家公務員が4月に遡って昇給し、12月末に差額が支給されます。
- ② **ボーナス** 4.4月→4.5月に引き上げ。6月に2.2月分が支給されているため、12月は2.3月分が支給されます（来年は夏冬とも2.25月分支給予定）。再任用も2.35月と0.05月分引き上げられ、6月に1.15月分が支給されているため、12月は1.2月分が支給されます。

3 給与制度のアップデート

採用時給与水準の改善や能力・実績をより反映した給与制度に変えることをアップデートと呼んでいます。組織パフォーマンス向上のためと称し、最優秀者上位5%のボーナスを現行最大1.5倍→2倍にしようとしています。国家公務員試験一般職は3.2倍で3年連続過去最低が続いており、人材確保が危機的な状況にあると指摘していますが、そのために中高年齢層や真面目に地道に働いている多くの人を冷遇するのは本末転倒ではないでしょうか？定年まで安定して働ける給与体系を保障してきたのが公務の魅力でした。教職の場合、同じ仕事をしていても再任用は給与3分の2、ボーナスは半分、定年延長はともに7割の水準で働けとなっています。これを改善してこそアップデートと呼ぶべきです。

4 新時代の公務員人事管理

「公務員人事管理の在り方について、聖域を設けることなく骨太かつ課題横断的な議論を行う」ため、有識者会議を設置して来年秋までに提言を得るとしています。かつては政治家が二流でも官僚がしっかりしているから日本は大丈夫だとよく言われました。天下国家のことを考えてプライドをもって働いていた国家公務員を大きく変質させたのが官邸主導の人事管理でした。政府の意向に沿った提言を受け入れるのではなく、公正中立の立場から人事院自らが勧告・報告して職責を果たすべきです。

5 次は10月中旬の県人事委員会勧告

今後、県人事委員会勧告が示され、確定交渉が始まります。教職員不足解消のためにも、教員の待遇改善は待ったなしの課題です。再任用職員や会計年度任用職員を含む臨時・非常勤教職員の待遇改善、ハラスメント根絶、妊娠出産育児と仕事の両立支援前進など、教職員が生活の不安なしに、力を合わせて子どもたちの教育に専念できるよう、高教組は待遇改善を県当局や県教委に求めていきます。

給与・ボーナスについて、みなさんの率直な声をお寄せください。

右のQRコードから、ご意見フォームにつながります。

国人勸を受け、県人勸が10月半ばに示される予定です。みなさんのご意見を秋の確定交渉に活かしていきます。

